

県民ギャラリーの貸出のお知らせ

宮崎県立美術館で展覧会を開きませんか。

令和8年度の県民ギャラリー利用者を **追加募集** します。

申請受付期間 空き期間が埋まるまで随時（ただし使用期間の1か月前まで）

貸出期間  の部分が貸出の1単位期間です。

- ※ 申請書（県民ギャラリー利用申込書一式）が必要な方は、美術図書室の職員にお申し出ください。
また、県立美術館のホームページ上よりダウンロードもできます。
- ※ 休館日は郵送のみ受付ます。郵送の場合は期限内必着をお願いします。
- ※ カレンダー中の **A1** ~ **V1** が貸出期間です。
- ※ 通常は火曜日搬入、日曜日搬出の6日間が1単位期間です。

4月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
曜日		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木				
ギャラリー1								搬入	← A1 →				搬入	← B1 →				搬入	← C1 →				搬入												
ギャラリー2								搬入	← A2 →				搬入	← B2 →				搬入	← C2 →																

5月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
ギャラリー1	← D1 →		搬入						← E1 →			搬入			← F1 →				搬入			← G1 →				搬入			← H1 →			
ギャラリー2			搬入					← E2 →			搬入			← F2 →					搬入			← G2 →				搬入			← H2 →			

6月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
ギャラリー1																																	
ギャラリー2												搬入	← J2 →																				

7月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
ギャラリー1	← M1 →											搬入	← N1 →																				
ギャラリー2	← M2 →											搬入	← N2 →																				

8月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
曜日		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
ギャラリー1																																		
ギャラリー2																																		

9月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
曜日		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
ギャラリー1	搬入	← V1 →																															
ギャラリー2	搬入	← V2 →																															

- ※ 貸出期間内に、搬入、展示、撤去、搬出等に係る全ての作業を終えてください。
原則として期間の初日を含めて搬入・展示を、最終日を含めて撤去・搬出を行ってください。
- ※ 使用できる時間は10:00~18:00です（搬入、搬出も含めて時間内でご計画ください）。
- ※ 連続した2単位期間を使用の限度とします（ただし、2単位連続使用はギャラリー1、2の両室を使用する場合に限ります。2単位期間を連続して使用する場合、間にはさまれる休館日の使用はできません）。

【お問い合わせ】
 県立美術館 学芸課 企画・普及担当
 TEL/0985-20-3328 FAX/0985-20-3796